

新防衛計画大綱についての意見書

2011年（平成23年）9月15日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

世界各地で果てしなく繰り返される戦争や地域紛争，そしてテロ行為は，いかに強大な軍事力をもってしても平和の構築が困難であることを示している。

また，全世界に広がる深刻な貧困や飢餓，そして頻発する大災害は，人々が平和のうちに生きるという目標を達成するために，軍事力は無力であり，平和的な国際協力こそが求められていることを教えている。

日本国憲法は，「全世界の国民が，ひとしく恐怖と欠乏から免かれ，平和のうちに生存する権利を有する」とし（前文），戦争と武力による威嚇又は武力の行使を放棄し，戦力を保持せず，交戦権を否認し（9条），武力によることのない平和を追求している。こうした憲法の徹底した平和主義の先駆的意義，今日的意義は，今まさに明らかとなっている。

立憲主義の原理から，憲法は統治原理として政府を規範的に統制するものであるから，その安全保障・防衛政策は，あくまで憲法前文および9条に立脚し，軍事力に頼ることなく平和主義に根ざしたものとして立案されなければならない。

しかるに，政府が2010年12月17日，閣議及び安全保障会議で決定した「防衛計画の大綱」は，「基盤的防衛力構想」を排斥して「動的防衛力」を構築することとし，PKO参加五原則などの見直しを検討するなど，これまでの安全保障・防衛政策の根幹を大きく変容させ，憲法前文および9条からさらに乖離させるおそれのある内容を含むものである。

当連合会は，安全保障・防衛政策の在り方について，憲法に立脚した国民的議論が行われるよう呼びかけるとともに，「防衛計画の大綱」について，国会において慎重な検討，審議がなされることを求めるものである。

意見の理由

1 憲法前文および9条と安全保障・防衛政策

世界各地で果てしなく繰り返される戦争や地域紛争，そしてテロ行為は，いかに強大な軍事力をもってしても平和の構築が困難であることを示して

いる。

また、全世界に広がる深刻な貧困や飢餓、そして頻発する大災害は、人々が平和のうちに生きるという目標を達成するために、軍事力は無力であり、平和的な国際協力こそが求められていることを教えている。

日本国憲法は、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」とし（前文）、戦争と武力による威嚇又は武力の行使を放棄し、戦力を保持せず、交戦権を否認し（9条）、武力によることのない平和を追求している。こうした憲法の徹底した平和主義の先駆的意義、今日的意義は、今まさに明らかとなっている。

当連合会は、2005年の第48回人権擁護大会における「立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を求める宣言」（以下「鳥取宣言」という。）において、「憲法は、すべての人々が個人として尊重されるために、最高法規として国家権力を制限し、人権保障をはかるという立憲主義の理念を基盤として成立すべきこと」を確認し、「憲法改正をめぐる議論において、立憲主義の理念が堅持され、国民主権・基本的人権の尊重・恒久平和主義など日本国憲法の基本原理が尊重されることを求めるものであり、21世紀を、日本国憲法前文が謳う『全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利』が保障される輝かしい人権の世紀とするため、世界の人々と協調して人権擁護の諸活動に取り組む決意である」ことを宣言し、憲法9条の戦争を放棄し、戦力を保持しないという徹底した恒久平和主義は、平和への指針として世界に誇りうる先駆的意義を有するものであることを確認した。

さらに、当連合会は、2008年の第51回人権擁護大会における「平和的生存権および日本国憲法9条の今日的意義を確認する宣言」（以下「富山宣言」という。）において、「憲法は、個人の尊厳と恒久の平和を実現するという崇高な目標を掲げ、その実現のための不可欠な前提として平和的生存権を宣言し、具体的な方策として憲法9条を定めている」とし、「憲法9条は、現実政治との間で深刻な緊張関係を強いられながらも、自衛隊の組織・装備・活動等に対し大きな制約を及ぼし、海外における武力行使および集団的自衛権行使を禁止するなど、憲法規範として有効に機能している」ことを確認した。

立憲主義の原理から、憲法は統治原理として政府を規範的に統制するものであるから、その安全保障・防衛政策は、あくまで憲法前文および9条に立脚し、軍事力に頼ることなく平和主義に根ざしたものとして立案され

なければならない。

2 憲法 9 条に関する政府見解

自衛隊の存在や日米安保体制及びそれに基づく米軍基地の存在などが憲法に適合するか否かについては議論があり，自衛隊や駐留米軍を違憲とする考え方も有力に主張されている。しかし，政府はこれまで，「自衛隊は，我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織であるから憲法に違反するものではない」として自衛隊を合憲としつつ，自衛権の行使等については，以下のような見解を示してきた。政府がこのような見解を示していることは，当連合会が富山宣言で指摘したとおり，今なお憲法 9 条が憲法規範として有効に機能しているがゆえである。

(1) 専守防衛政策・自衛権行使の三要件・集団的自衛権行使の禁止

政府は，我が国の防衛政策の在り方及び自衛権の行使について，以下のとおりとしている。

第 1 に，我が国は，相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し，その態様も自衛のための必要最小限度にとどめ，また，保持する防衛力もそのための必要最小限度のものに限るなど，憲法の精神にのっとり受動的な防衛戦略である専守防衛政策をとるとしている（専守防衛政策）。

第 2 に，自衛権を行使しうるのは，我が国に対する急迫不正の侵害があること，これを排除するために他の適当な手段がないこと，必要最小限の実力行使にとどまるという三要件に該当する場合に限られるとする（自衛権行使の三要件）。

第 3 に，我が国が，国際法上，集団的自衛権を有していることは，主権国家である以上当然であるが，憲法 9 条の下において許容されている自衛権の行使は，我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており，集団的自衛権を行使することは，その範囲を超えるものであって，憲法上許されないとしている（集団的自衛権行使の禁止）。

(2) P K O 参加五原則

自衛隊の平和維持軍への参加については，紛争当事者間の停戦合意の成立，自衛隊の参加に対する紛争当事者の同意，平和維持軍の中立的立場の厳守，ないし の条件がみたされないときには自衛隊の撤収，自衛のためやむを得ないときの必要最小限の武器の使

用という五原則が遵守されなければならないとする（P K O参加五原則。国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律。以下「P K O協力法」という。）。

(3) 武器使用の制限

自衛隊海外派遣法制において、「武器使用」については、「武力の行使」と概念上区別し、部隊としてではなく個々の自衛隊員に武器使用権限を付与し、任務遂行のための武器使用を禁止し、武器の使用は武器防護のためや生命身体の防護のためなどに限定するとともに、危害射撃は刑法36条、37条の正当防衛、緊急避難に該当する場合に限定されている。

(4) 他国軍隊の武力行使と一体化する活動の禁止原則

自衛隊の海外活動については、自ら武力の行使をしないのみならず、自らは直接武力の行使をしていないとしても、他国が行う武力行使への関与の密接性等からして、我が国も武力の行使をしているとの評価を受けるような活動も禁止するという「他国軍隊の武力行使と一体化する活動の禁止原則」がとられ、このことから、自衛隊の活動地域は、「非戦闘地域」に限定され、戦闘地域となった場合には活動を中止し、又は撤退する、活動内容としては後方支援や人道復興支援に限定され、警護活動や安全確保活動など前線での活動はできないことなどが導かれている。

(5) 武器輸出禁止原則

武器の輸出については、まず、共産圏諸国、国連決議による武器禁輸国、国際紛争当事国又はそのおそれのある国への武器輸出禁止が表明され（武器輸出禁止三原則）、その後、対米武器技術供与等の個別の例外措置を除いて、それ以外の国への武器輸出も原則的に禁止されている。

(6) 非核三原則

また、核兵器については「核兵器をもたず、つくらず、もちこませず」という非核三原則が、我が国の国是とされている。

以上のような政府見解については、その正当性や実効性、さらにはそれが現実に遵守されているのかといった点で疑問が呈されている。

3 自衛隊の海外派遣等に対する当連合会の見解

政府は、前項に記載した見解を示しながらも、この間、自衛隊を積極的

に海外へ派遣するなどの行動をとってきた。

これに対し、当連合会は、そのような自衛隊の海外派遣や関連立法等について、憲法9条に抵触するおそれがあること、なし崩し的な解釈改憲は許されていないことなどを指摘し、ことに自衛隊のイラク派遣に関し、各段階で繰り返し反対し、自衛隊の即時撤退を求め、別紙のとおり会長声明等を発表し警鐘を鳴らしてきたところである。

4 新防衛計画大綱決定に至る経緯

(1) 2004年(平成16年)に策定された「防衛計画の大綱」(以下「16大綱」という。)は、5年後又は情勢に重要な変化が生じた場合には必要な修正を行うこととされており、2009年中に新大綱が策定される予定であった。ところが、同年9月に政権交代により民主党政権となり、自由民主党・公明党連立政権時代の改訂作業が見直され、新たに2010年2月に内閣総理大臣の諮問機関として「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」(以下「新安保防衛懇」という。)が設置され、同年8月に新安保防衛懇が取りまとめた報告書「新たな時代における日本の安全保障と防衛力の将来構想 - 『平和創造国家』を目指して - 」(以下「新安保防衛懇報告書」という。)が公表された。その後、民主党外交安全保障調査会の審議及び同調査会が同年11月29日に公表した「『防衛計画の大綱』見直しに関する提言」(以下「民主党提言」という。)を経て、後述するとおり新防衛計画大綱が策定・決定された。

(2) 新安保防衛懇報告書

新安保防衛懇報告書では、「日米安全保障条約をより一層円滑に機能させていくためには、改善すべき点が存在するが、その中には自衛権行使に関する従来の政府の憲法解釈との関わりがある問題も含まれている」と述べられ、「本懇談会が強調したいことは、憲法論・法律論からスタートするのではなく、そもそも日本として何をすべきかを考える、そういう政府の政治意思が決定的に重要であるということである。これまでの自衛権に関する解釈の再検討はその上でなされるべきものである」と述べられている。

そして、このような考えに基づき、同報告書においては、「基盤的防衛力構想」からの脱却(動的抑止力の重視)、「複合事態」を想定した防衛体制への改編、離島・島しょ部への自衛隊部隊の配備、

武器輸出三原則を修正した上での国際共同開発等への参加， 集団的自衛権に解する憲法解釈変更の検討， P K O参加五原則の修正， 非核三原則の将来的見直しの示唆などが提言されている。

(3) 民主党提言

民主党提言は，「防衛計画の大綱」の見直しにあたる民主党の基本姿勢として，我が国は憲法の平和主義に基づき国連の下で国際協調を推進する，自衛隊は文民統制に立脚し専守防衛に徹するとし，従前の政府解釈を承継するかのごとくである。

しかし，他方，民主党提言は，新安保防衛懇報告書に示された我が国をとりまく安全保障環境に対する基本認識および防衛力の在り方に関する問題意識を概ね共有するものとし，これまでの受動的な一国平和主義国家から，国際社会の安定と繁栄を支える環境づくりに積極的に貢献する国家を目指し，新たな安全保障戦略を構築しなければならないとして，新安保防衛懇報告書と同様，「基盤的防衛力構想」の考え方と決別し「動的抑止力」を充実させる， 厳格な武器輸出禁止の見直し， P K O参加五原則の見直し， 自衛隊の武器使用の見直しなどを提言するほか，憲法上はできないと考えられる駆けつけ警備（自衛隊を警護していた外国軍が攻撃を受けた場合に現場に駆けつけ，あえて巻き込まれるようなこと）の在り方についても見直しが必要であると提言する。

5 新防衛計画大綱とその問題点

2010年12月17日，我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえて，防衛力の在り方や具体的な整備目標など，我が国の防衛力の整備，維持，運用に関する基本的事項を示す，新しい「防衛計画の大綱」（以下「新防衛計画大綱」という。）が閣議及び安全保障会議で決定された。1976年（昭和51年）の防衛計画の大綱（以下「51大綱」という。），1995年（平成7年）の防衛計画の大綱（以下「07大綱」という。）に続き，16大綱を改訂し，2011年よりおおむね10年間の防衛政策を策定したものである。

(1) 防衛の基本方針

新防衛計画大綱は，07大綱，16大綱と同様，「我が国は，日本国憲法の下，専守防衛に徹し，他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い，文民統制を確保し，非核三原則

を守りつつ、節度ある防衛力を整備するとの我が国防衛の基本方針を引き続き堅持する」とし、一見すると、専守防衛政策などこれまで政府が進めてきた防衛政策を堅持する姿勢を示しているように見える。

しかし、新防衛計画大綱の具体的な内容は、以下に述べるとおり、「基盤的防衛力構想」を排斥して「動的防衛力」を構築することとし、PKO参加五原則などの見直しを検討するなど、これまでの安全保障・防衛政策の根幹を大きく変容させ、さらに、憲法前文および9条から乖離させるおそれのあるものである。

(2) 我が国を取り巻く安全保障環境認識と日米軍事同盟

新防衛計画大綱は、我が国を取り巻く安全保障環境認識として、中国・インド・ロシア等の国力の増大ともあいまって、米国の影響力が相対的に変化しつつあり、グローバルなパワーバランスに変化が生じているが、米国は引き続き世界の平和と安定に最も大きな役割を果たしているとする。また、このような安全保障環境認識の下に、国際社会における軍事力の役割は一層多様化しており、軍事力が重要な役割を果たす機会が増加しているとする。

そして、新防衛計画大綱は、日本の平和と安全にとり日米安保体制を中核とする日米同盟は必要不可欠であるとし、日米同盟を深化・発展させるため、「共通の戦略目標及び役割・任務・能力に関する日米間の検討を引き続き行う」としている。

これは、2002年12月から2006年5月まで日米安保協議委員会で取り組まれた日米防衛政策見直し協議で合意された内容、すなわち、2005年2月に合意された共通の戦略目標、2005年10月に「日米同盟：未来のための変革と再編」において合意された共通の戦略目標を達成するための日米間の役割・任務・能力、2006年5月ロードマップにおいて合意された役割・任務・能力を実行するための在日米軍の再編と自衛隊の変革を実行し、さらに検討していくということである。

この日米防衛政策見直し協議においては、「部隊戦術レベルから戦略的な協議まで、政府のあらゆるレベルで緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整を行う」ことや、「部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で向上させる」ことが合意されている。すなわち、日米の軍事一体化を強化す

るものとなっている。

このような日米間の協力は日本の防衛にとどまらない。日米で合意した共通の戦略目標には、地域における戦略目標と世界における戦略目標があり、前者は日本の防衛と周辺事態を、後者は国際的安全保障環境改善を内容とするものである。このことは、新防衛計画大綱において、我が国の安全保障の第一の目標は、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保することであり、第二の目標は、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を防止することであり、第三の目標は、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献することであるとしていることとも符合する。

新防衛計画大綱は、このような広く全世界にわたるともいえる両戦略目標を達成するための日米軍事一体化を目指すものであるから、専守防衛の枠を越えて、憲法で禁止された集団的自衛権行使、武力行使との一体化へとつながるおそれがあるものと懸念せざるを得ない。

(3) 基盤的防衛力構想から動的防衛力へ

新防衛計画大綱で、これまでの防衛計画大綱と比較して最も特徴的なのは、「大規模着上陸侵攻等の我が国の存立を脅かすような本格的な侵略事態が生起する可能性は低い」としながら、51大綱以来我が国の一貫した防衛態勢である「基盤的防衛力構想」を排斥し、これに代えて、新安保防衛懇報告書や民主党提言が提言している動的抑止力を重視する「動的防衛力」の構築を打ち出したことである。

基盤的防衛力構想とは、51大綱策定以前の防衛力整備計画において採られていた、特定の仮想敵の軍事力に対抗する防衛力を保持するという「所要防衛力構想」を排斥し、51大綱がこれを定式化したもので、日本に対する本格的な大規模な侵略事態は可能性が低いと想定し、(どの国からでもよいが)小規模限定的武力攻撃という武力攻撃の絶対量を前提にした軍事的対応を想定し、日本の領域に薄い防衛の網をかぶせ、侵略に対する「拒否力」の範囲で防衛力を整備するもので、「我が国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となって我が国周辺地域の不安定要因にならないよう、独立国としての必要最小限度の基盤的な防衛力を保持する」(防衛白書)という考え方である。抑止力論では「拒否的抑止」に分類さ

れる。

新防衛計画大綱は「今後の防衛力については、防衛力の存在自体による抑止効果を重視した、従来の『基盤的防衛力構想』によることなく、各種事態に対し、より実効的な抑止と対処を可能とし、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善のための活動を能動的に行い得る動的なものとしていくことが必要である。このため、即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築する」としている。「実効的な抑止及び対処」の対象となる各種事態として、周辺海空域の安全確保、島しょ部に対する攻撃への対応、サイバー攻撃への対応、ゲリラや特殊部隊による攻撃への対応、弾道ミサイル攻撃への対処、これらの複合事態への対処、大規模・特殊災害への対処を具体的に挙げている。これらは我が国防衛と周辺事態対処である。つまり、「動的防衛力」構築は、我が国防衛と周辺事態に対してより実効的な抑止と対処をすること、アジア太平洋地域及び国際的な安全保障環境の改善という二つの目的を実現しようとするものといえる。

このための自衛隊の体制整備の重点事項として、島しょ部における対応能力の強化、国際平和協力活動への対応能力の強化などを挙げる。「実効的な抑止と対処」の対象となる「周辺海空域の安全確保」では、「我が国の権益を侵害する行為に対して実効的に対応する」と述べている。この表現は16大綱にはなかったものである。個別的自衛権行使の要件に該当しない「権益侵害」で、防衛力を使って実効的に抑止と対処を行うことは、先制的な武力行使にもなりかねない。

以上のように、基盤的防衛力構想を排斥し、動的防衛力の構築を基本方針とすることは、従来の「憲法にのっとり受動的な防衛戦略である専守防衛政策」を「周辺事態対処」、「アジア太平洋地域及び国際的な安全保障環境の改善」に広げ、かつ、国土防衛から「権益保護」にまで拡大するものであり、実質的にこれまでの「専守防衛政策」を大きく変容させるおそれがある。

(4) P K O参加五原則の見直し等

新安保防衛懇報告書では、自衛隊が行う国際平和協力活動につき、P K O参加五原則のうち停戦合意・受け入れ同意・中立性の各原則の廃止や、警護任務の付与、任務遂行のための武器使用の容認とそ

のための国連平和維持活動協力法の改正や恒久法制定を提言しており、民主党提言においても、ほぼ同様の提言がなされている。

このような提言を受けて、新防衛計画大綱においても、自衛隊が行う国際平和協力活動について「多様な任務，迅速な派遣，長期の活動にも対応し得る能力，態勢等の充実を図ることにより，国際平和協力活動を積極的に実施し得るようにする」とし、「国連平和維持活動の実態を踏まえ，P K O参加五原則等我が国の参加の在り方を検討する」として，P K O参加五原則の見直しの方向を示唆している。

確かに1980年代までの国際協力活動（P K O活動）と1990年代以降のそれとでは，活動内容や目的に変化，進展があるが，P K O参加五原則は自衛隊が海外でP K Oの名の下に行う活動が，憲法9条で禁止された武力行使に該当しないよう導入された憲法に基づく原則である。新防衛計画大綱は，明確にはP K O参加五原則の見直しを打ち出していないが，「在り方の検討」が新安保安防衛懇報告書や民主党提言の提言と同じことを意味するのであれば，武力行使禁止原則に抵触し，ひいては憲法9条に抵触するおそれがある。

(5) 武器輸出禁止原則の見直しについて

新安保安防衛懇報告書は「日本の安全保障における防衛生産・技術基盤の重要性に鑑みれば，武器輸出三原則の下での武器禁輸政策については，見直すことが必要である。共同開発・共同生産の活用を進めれば，先端技術へのアクセス，装備品の開発コスト低減等のメリットがある」とし，民主党は，これを受け，完成品の海外移転の限定，国際共同開発・生産の対象国を抑制的にする，秘密保持・情報漏えいに関する基準と体制の整備などの3つの基準を提案している。

また，新防衛計画大綱も，「国際共同開発・生産に参加することで，装備品の高性能化を実現しつつ，コストの高騰に対応することが先進諸国で主流になっている。このような大きな変化に対応するための方策について検討する」と述べて，見直しの方針を示唆している。

しかし，新安保安防衛懇報告書も指摘しているとおり，我が国は「武器を輸出しないことで平和に貢献する」という観点から，武器輸出三原則等により事実上の武器禁輸政策を維持してきたのである。いうまでもなく，武器輸出禁止原則は憲法9条の精神を体現させた我

が国の重要な政策であり，我が国が平和国家であるとの国際的認知を受けやすがにもなっている。新防衛計画大綱がこの原則を見直すのであれば，憲法 9 条の精神に反するものといわざるを得ない。

(6) 新防衛大綱の策定過程と国民主権，議会制民主主義

今回の新防衛計画大綱は，既に述べてきたとおり，内容的にはこれまでの防衛政策からの大きな転換がはかられており，しかも今後 10 年間の防衛力の在り方を示す重要な決定である。

しかしながら，それにもかかわらず，内閣総理大臣の諮問機関である委員 8 名，専門委員 3 名からなる新安保防衛懇で策定された報告書をベースとし，民主党の一部議員による民主党外交安全保障調査会による議論を経たのみで，広く国民的議論がなされていないことはもちろんのこと，国会においても全く議論されることもなく，決定されたものであり，国民主権，議会制民主主義の観点からも問題がある。

6 まとめ

我が国が，どのような安全保障・防衛政策をとるべきかについては，国民の間においても多様な意見が存すると思われる。しかし，我が国をめぐる安全保障・防衛政策という重要問題が，何らの国民的議論もなされないまま，国会における検討・審議も経ることなく決定され，既成事実の積み重ねや拡大により，なし崩し的にさらに憲法から乖離するおそれがある事態が惹起されたり，解釈改憲によりそうした事態が追認されていくことは，立憲主義，国民主権の立場から，容認することができない。

よって，当連合会は，安全保障・防衛政策の在り方について，憲法に立脚した国民的議論が行われるよう呼びかけるとともに，「防衛計画の大綱」について，国会において慎重な検討・審議がなされることを求めるものである。

以 上

(別紙)

会 長 声 明 等 (要 旨)

1 テロ対策特別措置法案に関する会長声明(2001年10月12日)

「自衛隊が公海上のみならず、戦闘地域に隣接する他国領域において武器弾薬などの輸送を含む活動を行うことは、近時の軍事常識上、相手側からは武力行使と不可分な兵站活動とみなされるおそれが強い。さらに戦闘参加者の捜索救助活動や野戦病院の設営警護などは、非戦闘地域を実施区域として行われることとされてはいるが、活動の性格上当然戦闘行為との時間的・地理的近接を要求される行為であるから、戦闘行為と一線を画することが事実上困難である場合が多く、武力行使と一体化したものと評価されかねない」

「テロ対策特別措置法案は、この第9条に定める武力行使の禁止に抵触するおそれがあると言わざるをえない」

2 インド洋への「イージス艦」に派遣に反対する会長声明(2002年12月16日)

「政府は12月4日、テロ対策特別措置法にもとづいて、イージス・システム搭載護衛艦「きりしま」を派遣した。同艦は、レーダ覆域数百キロメートル以上、200の標的同時探知能力、10標的以上同時攻撃能力、最大射程100キロメートル以上の艦隊防空能力を有するイージス・システム搭載艦であり、護衛艦隊旗艦として、本格的な指揮管制能力を有している。イージス護衛艦は主に空母機動部隊の防空に使われている。強大な防空システム能力を有するイージス艦の派遣は、同法の目的の範囲を超えるのではないかと疑いを禁じえない」

「海上自衛隊と米海軍との間には情報を共有するデータリンクのシステムがあり、イージス艦の取得した情報は瞬時に米艦隊に送信される。もし米艦隊がイラクへの全面的な空爆を開始した場合には、日本のイージス艦は当然に米国の戦争体制に組み込まれ、米軍の武力行使と一体化した作戦行動に参加することになるであろう。これは武力行使を禁ずる同法の基本原則に反するものである」

3 イラク特別措置法案に関する会長声明(2003年7月4日)

「イラク特別措置法案は、戦後はじめて自衛隊が他国領土で米英軍を主力とする多国籍軍を支援することをその目的とするものである。

我が国は専守防衛を国是とし、今まで自衛隊は相手国の同意の存する国連のPKO活動に協力する場合以外、他国領土に派遣されたことがない。しかし、今回の派遣には国連の要請もイラクの同意も存しない」

「自衛隊がイラクにおいて、戦闘継続中の米英軍のために武器・弾薬・兵員を輸送することは、決して『非戦闘地域での後方支援』などと言うことはできず、米英軍の武力行使と一体化したものと評価されることは明らかである」

4 自衛隊等のイラク派遣に反対する会長声明(2003年11月19日)

「政府は、年内にも、イラク特措法に基づき自衛隊および文民をイラクへ派遣する予定である。イラク特措法は、イラクにおける自衛隊の武力行使を容認するものであり、他国領土における武力行使を禁じた憲法に違反するおそれが極めて大きく、当連合会はその制定に反対した。

しかも今回の派遣は、国連のPKO活動に対する協力としてなされるものではなく、国連の要請もイラクの同意も存しない。自衛隊等の活動は、米英による侵攻の戦後処理としての占領行政に対する協力にほかならない」

「イラクに自衛隊等が派遣されるならば、米軍の協力者として格好の攻撃目標となり、自衛隊員等が死傷する事態、自衛隊員が装備する対戦車砲等を用いてイラク国民に対し武力行使をせざるを得ない事態が発生するおそれが大きい」

5 自衛隊のイラクへの派遣に反対する理事会決議(2004年2月3日)

「イラク特措法は、イラクにおける自衛隊の武力行使を容認することにつながるものであり、国際紛争を解決するための武力行使および他国領土における武力行使を禁じた憲法に違反するおそれが極めて大きい」

「米英によるイラク侵攻は、国連憲章に反するばかりか、大量破壊兵器等が発見されず、米英の主張した正当性さえ失われている」

「『自衛隊等の対応措置は非戦闘地域において実施し、武力による威嚇または武力行使にあたるものであってはならない』とするイラク特措法の基本原則からみても、イラクに自衛隊を派遣することは許されないものである」

「当連合会は、自衛隊のイラク派遣に強く反対し、政府に対し、既に派遣された自衛隊の即時撤退と今後の派遣中止を求めるものである」

6 自衛隊のイラクからの即時撤退を求める会長声明(2004年4月17日)

「当連合会は、2004年2月3日付理事会会議で、『イラク特措法は、国際紛争を解決するための武力行使および他国領土における武力行使を禁じた日本国憲法に違反するおそれが極めて大きい。自衛隊の対応措置は非戦闘地域において実施し、武力による威嚇または武力行使にあたるものであってはならないとするイラク特措法（第2条）の基本原則からみても、イラクに自衛隊を派遣することは許されないものである』とした」

「イラク全土で戦闘が激化し、すでに市民や子どもを含む多数の死傷者が生じている。派遣された自衛隊も、一時は人道支援作業を中止して宿営地にとどまらざるを得ない状況さえ生じた。さらに、民間の日本人が武装勢力によって拘束されるという許し難い事態も発生した。当連合会が先の理事会決議で指摘した危惧は、既に現実のものとなったと言える。自衛隊の派遣は、もはや『非戦闘地域における人道支援』というイラク特措法の要件を満たしていないと言わざるを得ない」

「当連合会は、先の理事会決議を再確認し、あらためて自衛隊のイラク派遣に反対するとともに、現在派遣されている自衛隊の即時撤退と、今後の派遣中止を求めるものである」

7 有事法制関連7法案・3条約承認案件の採択に対する会長声明（2004年5月21日）

「『米軍支援・自衛隊活動に関する法案・条約承認案件』も、憲法が禁止する集団的自衛権の行使や、交戦権の行使を可能とする措置を内容とし、市民の生活や権利に対する幅広い制約を及ぼす危険性を有する」

8 自衛隊のイラクへの派遣延長に反対する会長声明（2004年12月10日）

「当連合会の一連の声明は、イラク特措法が、国際紛争を解決するための武力行使及び他国領土における武力行使を禁じた日本国憲法に反するおそれが極めて大きいこと、イラクへの自衛隊派遣がイラク特措法の要件を満たしていないことを大きな理由とするものである」

9 自衛隊のイラクへの派遣再延長に反対する会長声明（2005年12月8日）

「イラクの現状をみると、本年1月と7月にはサマワに駐屯する陸上自衛隊の宿営地にロケット弾などが着弾し、6月には陸上自衛隊車両が幹線道路

走行中に爆弾で攻撃される事態が生じている。本年4月には、防衛庁は計画していた報道機関の取材を『不測の事態を排除できない』として中止した。このように自衛隊が戦闘に巻き込まれて武力行使に至る危険は依然として高い。

また、航空自衛隊は多国籍軍のための輸送を行い、イラクにおいて武力行使を続けている多国籍軍との一体化が顕著である」

10 自衛隊のイラク早期完全撤退を求める会長声明(2006年6月20日)

「当連合会が繰り返し声明・決議を発表してきた大きな理由は、イラク特措法が、国際紛争を解決するための武力行使及び他国領土における武力行使を禁じた日本国憲法に反するおそれが極めて大きいこと、イラクへの自衛隊派遣がイラク特措法の『非戦闘地域』の要件を満たしていないところにあった。

当連合会は、陸上自衛隊部隊を早期に無事撤退を完了させることを強く求めるとともに、依然としてイラクにおいて武力行使を続けている米軍等への輸送活動を行っている航空自衛隊についても直ちに派遣を中止し、全面撤退を行うよう改めて強く求めるものである」

11 「防衛庁設置法等の一部を改正する法律案」に関する会長声明(2006年12月1日)

「なし崩し的な解釈改憲の弊をおかすことのないよう求めるとともに、2002年12月16日に発表した会長声明においては、同法を根拠とするインド洋へのイージス艦の派遣に強く反対した。また、2003年7月4日にイラク特措法案に反対する会長声明を発表して以来、自衛隊のイラクへの派遣や派遣延長に反対する理事会決議や会長声明を重ねて発表している。これらの理事会決議や会長声明は、テロ特措法やイラク特措法に基づく自衛隊の海外活動が、国際紛争を解決するための武力行使及び他国領土における武力行使を禁じた憲法9条に反するおそれがあることを理由とするものである。

また、当連合会は、2002年3月15日以降に発表したいわゆる有事法制に関する一連の理事会決議や会長声明において、周辺事態法と連動した自衛隊の活動が、憲法の禁止する集団的自衛権の行使となる危険があることを指摘してきた」

「自衛隊の海外活動の『本来任務』化には反対であることを重ねて表明するものである」

1 2 名古屋高裁自衛隊イラク派遣差止訴訟判決に関する会長声明（2008年4月18日）

「名古屋高等裁判所は航空自衛隊がアメリカからの要請によりクウェートからイラクのバグダッドへ武装した多国籍軍の兵員輸送を行っていることについて、バグダッドはイラク特措法にいう『戦闘地域』に該当し、この兵員輸送は他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったとの評価を受けざるを得ない行動であると判断した。そして、憲法9条についての政府解釈を前提とし、イラク特措法を合憲とした場合であっても、この兵員輸送は、武力行使を禁じたイラク特措法2条2項、活動地域を非戦闘地域に限定した同法同条3項に違反し、かつ憲法9条1項に違反するとの判断を示した」

「当連合会は、自衛隊をイラクへ派遣することを目的とするイラク特措法について、これが国際紛争を解決するための武力行使および他国領土における武力行使を禁じた憲法に違反するおそれが極めて大きいものであることにより反対であることを明らかにしてきた。そのうえで、自衛隊の派遣先がイラク特措法が禁じる『戦闘地域』であることも指摘し、繰り返しイラクからの撤退を求めてきた」

1 3 自衛隊のソマリア沖への派遣に反対する会長声明(2009年3月4日)

「(この)海域に自衛隊が派遣されれば、自衛隊が武力による威嚇、さらには武力行使に至る危険性があり、この点においても武力行使を禁止した憲法9条に反することとなるおそれがある」

1 4 海賊行為対処法案に反対する会長声明(2009年5月7日)

「同法案は、領海の公共秩序を維持する目的の範囲(自衛隊法3条1項)を遙かにこえて、自衛隊の活動地域を公海にまで拡張し、また、対象行為を日本船舶だけでなく外国船舶を含む全ての船舶に対する海賊行為にまで拡大し、しかも、恒久的に自衛隊海外派遣を容認するものである。自衛隊の海外派遣の途を拡大し、海外活動における制約をなし崩しにしていくものであり、憲法9条に抵触するおそれがある」

「また、自衛官にまで停船射撃等の権限を与えることは、警察官職務執行法第7条に定める武器使用の範囲をこえ、武力による威嚇、さらには武力行使に至る危険性があり、この点においても武力行使を禁止した憲法9条に反する事態が危惧される」